



愛知県弁護士会 平成27年(コ)第11号

決 定 書

愛知県弁護士会は、掲記の懲戒請求について次のとおり決定する。

(主 文)

本会会員 石 塚 徹 弁護士(登録番号 19617)を懲戒しない。

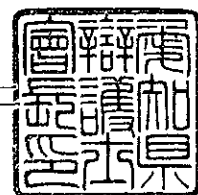
(理 由)

本件懲戒請求について、綱紀委員会の調査を求めたところ、同委員会が別紙のとおり議決したので、主文のとおり決定する。

平成28年12月15日

愛知県弁護士会

会 長 石 原 真 二



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

## 2 懲戒請求を求める理由の要旨

- (1) 対象弁護士は、平成26年12月17日、懲戒請求者に対して、「特別抗告期間」という審判の停止事由とならない不当な理由をあげて、同月21日の面会交流を拒否する旨記載した通知書を送付して、不当に面会交流を妨げた。
- (2) 対象弁護士は、上記通知書において、次回当面会交流につき、「当職が責任をもって準備する」などという、子供の都合で面会交流の可否を決めるのではなく、対象弁護士が意図的に面会交流の可否を決定できることを示唆する通知を行った。
- (3) 対象弁護士は、本来、子供の権利である面会交流を、依頼人の依頼により10年に渡り、審判で求められている直接的面会交流への環境形成を怠り、不当に面会交流を妨げ、子供の権利を侵害した依頼者の審判遵守違反を幫助した。
- (4) 対象弁護士は、10年間、医師の診断等の客観的事実に基づかない偽証により、懲戒請求者を不当に貶め、不当な審判に導いた。

## 第2 対象弁護士の答弁

- (1) 懲戒請求を求める理由の要旨(1)のうち、対象弁護士が特別抗告期間について記載した通知書を懲戒請求者に送付したことは認め、その余は否認する。
- (2) 懲戒請求を求める理由の要旨(2)のうち通知書に「当職が責任を持って準備する」と記載したことは認め、その余は否認する。
- (3) 懲戒請求を求める理由の要旨(3)は否認する。
- (4) 懲戒請求を求める理由の要旨(4)は否認する。

## 第3 証拠等

### 1 懲戒請求者

- (1) 甲1号証 経過事実、通知書
- (2) 甲2号証 通知書
- (3) 甲3号証 代筆書面
- (4) 甲4号証 調査報告書
- (5) 甲5号証 主張書面
- (6) 甲6号証 主張書面
- (7) 甲7号証 決定
- (8) 甲8号証 審判



(9) 甲9号証 通知書

(10) 甲10号証 通知書

## 2 対象弁護士

(1) 乙1号証 審判書

(2) 乙2号証 決定

(3) 乙3号証 履行勧告書

(4) 乙4号証 報告書

(5) 乙5号証 履行勧告書

## 第4 当委員会の認定した事実及び判断

- (1) 懲戒請求を求める理由の要旨(1)のうち、対象弁護士が特別抗告期間について「12月21日はまだ特別抗告が可能な期間です」と記載した通知書を懲戒請求者に送付した事実は、関係各証拠より認定できる。

しかし、上記記載は、それ自体として事実に反するものではなく、そのことを記載した通知書を送付したことをもって、対象弁護士が不当に面会交流を妨げたとは認められない。

- (2) 懲戒請求を求める理由の要旨(2)のうち、対象弁護士が、次回の面会交流について「当職が責任をもって準備したいと思います」と記載した通知書を懲戒請求者に送付した事実は、関係各証拠より認定できる。

しかし、上記記載は、懲戒請求者の主張する「子供の都合で面会交流の可否を決めるのではなく、対象弁護士が意図的に面会交流の可否を決定できることを示唆する」ものであるとは認められず、上記記載をした通知書を送付したことは、弁護士としての品位を害する行為であるとは認められない。

- (3) 懲戒請求を求める理由の要旨(3)のうち、平成26年12月16日、元妻に面会交流を命じる決定に対する即時抗告が棄却され、同決定が確定したにもかかわらず、少なくとも平成28年11月末までは面会交流が実施されていないこと、上記について履行勧告や間接強制手続が行われていることが、関係各証拠から認定できる。

しかし、関係各証拠からは、子が面会交流に対して以前から拒否的な反応を示していたこと、過去2回の審判においては面会交流を命じる審判がされなかったこと、元妻も上記のような子の様子から直ちに面会交流を行うことは子の心情を大きく傷つけることになるので面会交流は直ちには実施できないと固く考えていたこと、元妻は教員であり面会交流を命じる決定の内容は理解していたこと、対象弁護士はそれまで元妻と協力して試験的な面会交流を多数回実現してきたこと、対象弁護士が上

記決定後、子に面会交流を勧めたことがあったが、子はそれに対して対象弁護士を拒絶するような反応を示したこと、対象弁護士が電話で懲戒請求者と面会交流の在り方について協議しようとしたことがあったことが各認定できる。一方、対象弁護士が、元妻に面会交流を実施しないよう積極的に助言等した事実は認定できない。

以上のような事実関係からすれば、懲戒請求者が主張するように対象弁護士が「審判で求められている直接的面会交流への環境形成を怠り、不当に面会交流を妨げ、子供の権利を侵害した依頼者の審判遵守違反を幫助した」ものとは認められず、対象弁護士の行為は、弁護士としての品位を害するものとは認められない。

- (4) 懲戒請求を求める理由の要旨(4)はこれを認めるに足りる証拠はない。診断書にもとづかない主張をしたとしても、それが直ちに偽証であるとはいえない。
- (5) 以上のとおり、対象弁護士には、弁護士としての品位を害する行為等は認められない。

よって主文のとおり議決する。

平成28年12月8日

愛知県弁護士会綱紀委員会  
第1部会長

長谷川 留美子 

上記は謄本である

平成28年12月15日

愛知県弁護士会会長

石原真二

